

業務委託契約書

収入
印紙

1 委託業務の名称 邸応急修理業務委託

2 履行場所 千曲市

3 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 業務委託料 市の負担分 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(他に申込者負担分 円)

5 契約保証金

千曲市財務規則第124条第3項第9号の規定により免除する。

6 業務の内容 別紙見積書のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

住所又は所在地	長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
発注者 商号又は名称	千曲市
代表者名又は氏名	千曲市長 岡田 昭雄 印

住所又は所在地	
受注者 商号又は名称	
代表者名又は氏名	

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 契約保証金は、契約金額の100分の10とし、千曲市財務規則第124条第3項各号の規定に該当する場合は、その納付は免除する。なお、この契約を履行できない場合には、免除とした契約保証金を納付しなければならない。

(権利義務の譲渡又は承継)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第4条 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(委託業務の処理方法等)

- 第5条 受注者は、令和元年台風19号における住宅の応急修理実施要領に基づき委託業務を実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の要領に定めのない事項については、発注者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受注者は、委託業務を開始したときは、その旨を発注者に届け出なければならない。
- 4 受注者は、発注者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約内容の変更)

- 第6条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。
- 2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と受注者協議のうえ、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとし、書面によりこれを定めるものとする。
- 3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

- 第7条 受注者は、委託業務を完了したときは、その旨を発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から、10日以内に受注者の立会いのうえでその委託業務の完了を確認するための検査を行う。検査が合格したとき、申込者は住宅の当該修理部分の引渡しを受けるものとする。
 - 3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに修補し、再度検査を受けなければならない。
 - 4 前2項の規定による検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(委託料の支払)

- 第8条 発注者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 発注者が、その責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

- 第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又は損傷による損害は、受注者の負担とする。

(かし担保)

- 第10条 発注者は、成果品にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は第7条の規定による引渡しを完了した日から1年以内に行わなければならない。
 - 3 発注者は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
 - 4 第1項の規定は、業務内容のかしが仕様書の記載内容又は発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容又は指示等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(発注者の解除権)

- 第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 12 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 11 条に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第 13 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 6 条の規定により、業務内容を変更したため委託金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合その他の不正行為による解除)

第 14 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は刑法第 198 条による刑が確定したとき。

2 第 11 条の 2 第 1 項の規定は、前項の規定による契約解除の場合に準用する。

(解除の効果)

第 15 条 契約が解除された場合は、この契約に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、損害賠償請求に関することについては、この限りでない。

2 発注者は前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に完了している業務のうち、発注者の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応する委託料を支払うことができる。

3 前項に規定する委託料は、発注者と受注者が協議して定める。

(債務不履行の損害賠償等)

第 16 条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、履行期間内に第 7 条の規定による成果品の引渡しを完了しないときは、履行期間終了の日の翌日から引渡しの日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責めに帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第10条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項又は第11条の場合において、発注者の受けた損害が第1項に規定する遅延損害金又は第11条の2に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第17条 受注者は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第14条第1項第1号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときはこの限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団員等からの不当要求に対する報告)

- 第18条 受注者は、当該契約の履行にあたって、暴力団員又は暴力団関係者（上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、市へ報告することその他必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(紛争の解決)

- 第19条 この契約について、発注者と受注者が協議を要するものにつき協議が整わないとき又は発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は発注者及び受注者平等の負担とする。

(補則)

- 第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年条例第16号）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 受注者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。